

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度 弘前市少年相談センター運営協議会
開 催 年 月 日	令和5年6月28日(水)
開 始 ・ 終 了 時 刻	15時00分 から 16時05分まで
開 催 場 所	弘前文化センター 2階 第3会議室
議 長 等 の 氏 名	矢田 公夫
出 席 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 矢田 公夫 会長</li> <li>・ 成田 祐介 委員</li> <li>・ 工藤 直樹 (清水峰夫委員代理)</li> <li>・ 石田 盛彦 委員</li> <li>・ 吉本 睦子 委員</li> <li>・ 大湯 恵津子 委員</li> <li>・ 杉間 修一 委員</li> <li>・ 佐藤 法一 委員</li> <li>・ 竹鼻 政嘉 委員</li> <li>・ 鶴ヶ谷 和子 委員</li> <li>・ 福士 亜希子 委員</li> </ul>
欠 席 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鈴木 一哉 委員</li> <li>・ 川村 崇悦 委員</li> <li>・ 橋本 文宏 委員</li> <li>・ 古川 浩樹 委員</li> <li>・ 川越 俊昭 委員</li> <li>・ 田中 慶一 委員</li> </ul>
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康こども部長 佐伯 尚幸</li> <li>・ 弘前市少年相談センター所長 蒔苗 元</li> <li>・ 同 次長 堤 健介</li> <li>・ 同 係長 北畠 龍</li> <li>・ 同 総括主査 阪倉 晃弘</li> <li>・ 同 主事 泉谷 榛菜</li> <li>・ 同 相談員 須藤 悟</li> </ul>
会 議 の 議 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和4年度弘前市少年相談センター活動概要と実績について</li> <li>(2) 令和5年度弘前市少年相談センター活動方針について</li> <li>(3) 少年指導委員の推薦について</li> <li>(4) 関係機関及び団体の実施事業について</li> <li>(5) その他</li> </ul>
会 議 結 果	(1) 令和4年度弘前市少年相談センター活動概要と実績について、事務局より報告を行った。

	<p>(2) 令和5年度弘前市少年相談センター活動方針について、事務局より説明した。</p> <p>(3) 少年指導委員の推薦について、事務局より説明し、原案通り決定。</p>
<p>会議資料の名称</p>	<p>資料1-I 弘前市少年相談センターの概要</p> <p>資料1-II 令和4年度弘前市少年相談センター活動概要</p> <p>資料1-III 令和5年度弘前市少年相談センター活動方針</p> <p>参考1 弘前市少年相談センター規則</p> <p>参考2 弘前市少年相談センター運営協議会運営規則</p>
<p>会議内容</p>	<p>○開会</p> <p><b>【司会】</b> 令和5年度弘前市少年相談センター運営協議会を開催いたします。</p> <p>これまで当協議会会長だった方が勇退したことから、当協議会会長の交代を行います。</p> <p>弘前市少年相談センター運営協議会運営規則により副会長に議長を務めていただき、新会長を選出します。</p> <p>— 新会長、互選により決定。 —</p> <p><b>【司会】</b> それでは、新会長が選出されました。運営規則の規定により「会長は会議の議長となり会務を総理する」と有ることから、会長に議長をお願いいたします。</p> <p><b>【議長】</b> 先ず、本日の出席者は11名です。運営規則の規定により定足数に達しておりますので会議成立となっております。</p> <p>○案件(1) 令和4年度弘前市少年相談センター活動概要と実績について、(2) 令和5年度弘前市少年相談センター活動方針について、一括して審議することといたします。</p> <p>事務局説明をお願いいたします。</p> <p><b>【事務局】</b> &lt;案件(1)、(2)について事務局説明&gt;</p>

	<p><b>【議長】</b>          案件（１）、（２）についてご質問等ございませんか。          （発言なし）</p> <p>それでは、案件（１）、（２）について、ご異議ございませんか。</p> <p>ご異議等なければ、原案のとおり決定いたします。よろしければ、皆様の拍手をもって承認といたします。          （拍手）</p> <p>ありがとうございます。案件（１）、（２）を原案のとおり決定いたします。</p> <p>― 案件（３）、（４）については非公開。（３）については原案通り承認。（４）については出席団体から情報提供 ―</p> <p><b>【議長】</b>          それでは、案件（５）その他に入ります。これまでの審議、情報交換以外のことで何かありましたら、ご発言をお願いいたします。          （発言無し）</p> <p><b>【議長】</b>          それでは、以上を持ちまして案件の審議を終了いたします。皆さま、ご協力ありがとうございました。</p> <p><b>【司会】</b>          これを持ちまして、令和５年度弘前市少年相談センター運営協議会を終了いたします。</p>
<p>その他必要事項</p>	<p>・案件の（１）（２）は公開、（３）（４）（５）は非公開</p>